

令和 8 年度 官民連携まちなかにぎわい創出事業公募企画募集要綱 ～豊橋駅南口駅前広場を活用したイベントを主催する事業者を募集します～

目的

- ・豊橋駅南口駅前広場（以下、「広場」）の多様な利活用促進及び来街促進
- ・当社が管理する広場の、多様な利活用事例の創出と稼働率の向上
- ・広場を活用したイベント開催を経験し、今後の事業活動に活かす意志のある事業者の発掘

業務概要

（１）業務名称

豊橋駅南口駅前広場を活用したにぎわい創出に係る提案募集・イベント企画開催委託業務

（２）事業実施期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 9 年 2 月 28 日（日）

※募集受付期間 令和 8 年 6 月 12 日（金）～令和 8 年 11 月 30 日（月）

（３）業務内容

下記テーマのどれかに即する提案を募集します。

- 飲食物や物販のマーケットイベント
- スポーツや演奏等の体験イベント
- 音楽や踊り等の演出・ステージ等のイベント
- ボランティア活動や市民活動、交流会等のイベント
- そのほか、中心市街地の活性化に資するイベント

（４）委託上限額

22 万円（ただし、消費税及び地方消費税相当額を含む）

（５）募集件数

3 件程度

参加要件と応募書類

- 広場のルール・注意事項を遵守した企画・運営をすること
 - ・南口駅前広場：<https://toyohashi-machinaka.resv.jp/>
- 広場を継続的に活動していく意思のある企業もしくは団体であること
- 広場を活用する目的が明確であること
- 提案企画を確実に実施できる体制を有する企業もしくは団体
- 広場の多様な利活用事例の創出に寄与するものであること
- 過去に豊橋まちなか活性化センターと契約を交わし、イベントを開催したことのある企業もしくは団体は対象外となります。
- 令和 6・7 年度に、豊橋駅南口駅前広場およびまちなか広場にて行われたイベントは対象外となります。

参加要件に合致し、応募を希望する方は別紙「応募書類」を記入し、公募期間中に(株)豊橋まちなか活性化センター（以下、「TMO」）へご提出ください。応募は1団体につき、1企画までとなります。

審査と契約

- 受け付けた提案・企画は、適宜 TMO にて、【評価指標※1】に即して評価します。
審査結果は、5 営業日をめどに審査後速やかに TMO から企画者に対して連絡します。
- 採用された企画者は、応募書類を踏まえ、発注仕様書および業務費用について TMO と協議の上、決定後、業務委託契約を締結させていただきます。

実施調整と周辺配慮

- 本業務は豊橋市官民連携まちなか賑わい創出事業補助を受けて TMO が実施しています。
そのため、企画内容や広報に関して、【確認フロー※2】に則って豊橋市への確認を行います。
修正等の指示事項は順守願います。
- 広場の利用申請は、企画者からのレイアウト・出店者・販売物等の情報を基に、TMO が豊橋市に対して行います。実施日の 30 日前には必要書類を提出願います。利用ルールを順守願います。
- 広場周辺テナントや近隣への配慮をお願いします。

安全管理

- イベント保険への加入をお願いします。
- 企画にて利用する什器・設備の安全点検や広場への車両の搬出入時は誘導を行うなど準備から安全を確保し、終了後も会場の汚損・破損がないかを確認ください。
- 発電機は豊橋駅南口駅前広場においては利用可能ですが、現地での燃料出し入れ等は不可です。
- TMO および豊橋市からの指示には即時ご対応ください。また、事故や施設の汚損・破損等は発生後速やかに TMO に連絡するとともに、指示に従い補修・賠償等の対応をお願いします。

お客様対応

- お客様の対応、事故、トラブル対応、会場のごみ処理、落とし物対応などは原則、企画者にて行っていただきます。苦情に関しては、TMO へご共有ください。
- 第三者に損害を及ぼした場合は、企画者にて賠償ください。
- 適宜清掃等を行ってください。

PR

- 広報開始前の報道発表記事作成及び広報素材の内容について、TMO への確認を必ずお願いします。なお、内容により、確認には1か月ほど期間を要することがございます。
- PR に協力いたしますので、広報素材等のご提供をお願いします。
(例. 豊橋まちなか情報ステーション HP・インスタでの発信、駅前各所へのチラシ等の設置など)
- 企画に関する問合せの対応等をお願いします。

個人情報の取扱い

- 本業務実施にあたり TMO が取得した企画者の個人情報は、本業務に関する連絡のため、および TMO が同様の趣旨で行う企画実施の情報連絡のために使用します。利用申請や補助事業に係る関係機関への申請・確認以外には、第三者への個人情報の提供は、本人の同意なしに行いません。
- 企画内で出店者や来街者から個人情報の提供を受ける場合には法令等を遵守し、適切な対応をとるようにお願いします。

関係法令の遵守

- 企画内容に関連する関係法令を遵守ください。また適宜、資格や許認可の取得をしてください。
- 委託契約にあたり反社会的勢力の排除に関する誓約書の提出を求めます。

【評価指標※1】

- ①継続性：今後も豊橋のまちなかで継続的に活動する意志があるか
- ②開催目的：集客、収益、企業もしくは団体の社会貢献など、開催目的の位置づけは明確か
- ③実施体制：企画の実現性（過去の活動実績）
企画者の構成員・実施体制
- ④独自性：新規性はあるか（ターゲット、企画力、広報手段）

【確認フロー※2】

受託者		TMO		豊橋市
レイアウト 営業許可書	送付 (利用日30日前まで)	申請書	広場利用申請 (利用日21日前まで)	審査・許可
※営業許可書は企画内容に応じて				
露店開設届	送付 (利用日10日前まで)	消防申請	提出 利用日3日前まで	受理
※企画内容に応じて				
広報素材	送付 (告知日30日前まで)	確認書	指示・修正	確認・修正指示
※適宜、変更・修正のご対応を頂きます。				
(営業日でない場合、その前日までとします)				